

公益社団法人日本馬事協会種雌馬貸付規程

制定	昭和56年	8月20日
改正	平成9年	6月5日
改正	平成10年	2月1日
改正	平成19年	6月5日
改正	平成22年	8月25日
改正	平成23年	11月1日
改正	平成30年	5月24日
改正	令和元年	5月24日
改正	令和3年	5月27日

(総則)

第1条 公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）が馬の改良及び馬産の振興を図るため全国主要馬産地に対してする種雌馬の貸付け及び貸付けされた種雌馬の管理については、この規程による。

(貸付けする種雌馬)

第2条 協会が貸付ける種雌馬は、地方競馬全国協会、日本中央競馬会、独立行政法人家畜改良センター又はその他の団体から助成を受けて購入し、又は貸付け若しくは寄贈を受けた種雌馬とする。

(貸付先)

第3条 種雌馬の貸付けを受けられることができるものは、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社（地方公共団体が出資している団体をいう。）、馬産の振興を図ることを目的とする非営利団体（代表者の定め

があり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。)及び協会の会長(以下「会長」という。)が馬産の振興上特に必要と認めたもの(以下「種雌馬管理団体」という。)とする。

(借受申請)

第4条 種雌馬管理団体は、種雌馬の借受けを希望する場合は、会長が定める日までに様式第1号による種雌馬借受申請書を協会に提出しなければならない。

(貸付決定)

第5条 協会は、申請内容及び実馬審査の結果を踏まえ、種雌馬の貸付けを決定する。この場合、必要に応じ種雌馬貸付委員会(以下「委員会」という。)を開催し、その意見を参考にするものとする。

2 委員会は、協会の役職員、関係道県の職員及び学識経験者若干名をもって構成する。

3 協会は、第1項の貸付けについて決定したときは、当該種雌馬の馬名、品種、毛色、特徴、生年月日、血統、貸付期間、引渡日時、引渡場所等を種雌馬借受申請書を提出した者に通知する。

(輸送保険への加入)

第6条 前条第3項の規定により通知を受けた者(以下「借受団体」という。)は、同条第1項の規定により貸付けを受けた種雌馬(以下「借受馬」という。)を引き取る際には、当該借受馬を輸送保険に付さなければならない。

(借受証の提出)

第7条 借受団体は、借受馬の引渡しを受けたときは、すみやかに様式第2号による種雌馬借受証を協会に提出しなければならない。次条の規定により飼養管理者変更報告書を提出したときも同様とする。

(飼養管理者の変更)

第8条 第5条の規定により種雌馬の貸付けを受けた借受団体は、その借受馬を自ら馬の生産の用に供する場合を除き、馬の生産を行うのに適当と認めるその構成員又はその他の者に馬の生産をさせなければならない。

2 借受団体は、第4条の種雌馬借受申請書の「飼養管理者(参考)」欄にその借受団体以外の者が記入されている場合であって、その者を変更したときは、すみやかに様式第3号による飼養管理者変更報告書を協会に提出しなければならない。その飼養管理者変更報告書に記載されている飼養管理者を変更した場合も同様とする。

(家畜共済への加入等)

第9条 飼養管理者は、その借受馬の加入し得る最高金額の家畜共済に加入しなければならない。

第10条 借受団体は、その借受馬の飼養管理者が前条の規定によりその借受馬の家畜共済に加入し、又は更新したときは、様式第4号による種雌馬家畜共済加入報告書を協会に提出しなければならない。

(飼養管理)

第11条 飼養管理者は、借受馬を善良なる管理者の注意をもって飼養

管理を行うとともに馬の繁殖に供さなければならない。

(貸付料の支払い)

第12条 毎年7月1日(以下「基準日」という。)に種雌馬を借り受けている借受団体は、次の各号に定める1頭1年当たりの貸付料を協会に支払わなければならない。

(1) 乗用馬

協会が所有する乗用種雌馬の貸付料の額は、次の各号の額とする。

ア 貸付後第1回目の基準日から第6回目の基準日までは10,000円

イ 貸付後第7回目の基準日以降は 5,000円

(2) 重種馬

協会が所有する重種種雌馬の貸付料の額は、その購入価格に次の各号の貸付料率を乗じて得た額又は定額とする。

ア 貸付後第1回目の基準日から第3回目の基準日までは、毎年2%

イ 貸付後第4回目の基準日から第6回目の基準日までは、毎年1%

ウ 貸付後第7回目の基準日以降は、5,000円

2 借受団体は、毎年9月30日までに協会が発行する貸付料支払請求書により前項の貸付料を支払わなければならない。

3 協会は、飼養管理者の責めに帰し得ない繁殖障害等により種雌馬としての機能を全く発揮しなかったと会長が認めた場合は、貸付料の支払いを免除することができる。

(供託金)

第13条 借受団体は、借受馬として決定された馬が地方競馬全国協会の助成を受けて購入されたもの(以下「特定貸付種雌馬」という。)であるときは、当該借受馬の購入価格の10パーセントに相当する額

を供託金として協会に納付しなければならない。

(産子の帰属等)

第14条 借受馬の貸付期間中の産子は、その借受馬の飼養管理者に帰属するものとし、その飼養管理者は、当該産子を販売したときは、借受団体を通じて販売先、販売価格等を協会に報告しなければならない。

(費用の負担)

第15条 借受馬の引取り、飼養管理等に要する一切の費用は、その借受馬の借受団体の負担とする。

(繁殖成績の報告)

第16条 借受団体は、借受馬の繁殖成績を毎年10月末日までに様式第5号により協会に報告しなければならない。

(事故報告)

第17条 借受団体は、借受馬について疾病、傷害、盗難、失そう、死亡その他重大な事故が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、すみやかにその内容を協会に通報のうえ、様式第6号による種雌馬事故報告書を協会に提出しなければならない。

(共済金の報告)

第18条 借受団体は、飼養管理者が借受馬の死亡、廃用事故による共済金の支払いを受けたときは、様式第7号による種雌馬共済金受領報告書をすみやかに協会に提出しなければならない。

(損害の賠償)

第19条 借受団体は、飼養管理者の故意又は重大な過失により借受馬に関し協会に損害を与えた場合は、協会に対しその損害を賠償しなければならない。

(損害の弁償)

第20条 借受団体は、借受馬が死亡し、又は疾病、傷害、盗難、失そうその他の廃用事故があったときは、前条に該当する場合を除き、協会に対し別表に定める損害弁償額の弁償金を支払わなければならない。ただし、協会は、特別の事情があると認めるときは、弁償金の全部又は一部を免除することができる。

(廃用処分)

第21条 借受団体は、借受馬をやむを得ない事由により廃用するときは、あらかじめ協会に連絡のうえ、様式第8号による種雌馬廃用処分申請書に様式第8号の2から様式第8号の4までの関係書類を添えて協会に提出しなければならない。

2 協会は、貸付けた種雌馬をやむを得ない事由により廃用するときは、あらかじめ当該種雌馬の購入に対する助成又は貸付け若しくは寄贈をした者の承認を得るものとする。

3 借受団体は、借受馬を家畜市場への上場によるセリ売りの方法で廃用処分したときは、様式第8号の5による借受種雌馬セリ売り報告書を協会に提出しなければならない。

(引上げ)

第22条 協会は、貸付けた種雌馬が次の各号の一に該当する場合は、

当該種雌馬を引き上げるものとする。この場合、借受団体は、これによって生じた損害を協会に請求することは出来ない。

- (1) 飼養管理が不良であると認めた場合
- (2) 繁殖用馬として供用されていないと認められた場合
- (3) 目的に反し、他の目的に使用した場合
- (4) その他借受団体の長が必要と認めた場合

2 協会は、前項の規定により貸付けた種雌馬の引上げを行う場合には、借受団体に対し、あらかじめ日時、場所等必要な事項を通知するものとし、借受団体は、これに従わなければならない。

3 引上げの費用は、借受団体の負担とし、輸送保険に加入しなければならない。

(用途変更)

第23条 借受団体は、やむを得ぬ事由により借受馬の用途変更をすることが適切と判断したときは、あらかじめ協会に連絡のうえ、様式第9号による種雌馬用途変更申請書に様式第9号の2及び様式第9号の3の関係書類を添えて協会に提出しなければならない。

2 協会は、用途変更が適切と判断したときに限り、前項の申請を受理するものとする。

3 協会は、貸付けた種雌馬をやむを得ぬ事由により用途変更するときは、あらかじめ、当該種雌馬の購入に対する助成又は貸付け若しくは寄贈した者の承認を得るものとする。

(貸付期間)

第24条 特定貸付種雌馬の貸付期間は6年とし、その他の種雌馬の貸付期間は20年とする。

(貸付期間満了時の措置)

第25条 協会は、協会が所有して貸付けている種雌馬の貸付期間が満了した場合は、その種雌馬をその飼養管理者に譲渡する。この場合、第13条の規定により納付された供託金は返還しない。貸付けられた種雌馬が貸付期間中に死亡又は廃用になったときも同様とする。

2 協会が独立行政法人家畜改良センターその他の団体から貸付けを受けている種雌馬の借受団体は、その借受馬の貸付期間が満了した場合は、当該借受馬を協会の指示に従って返納しなければならない。

3 返納の費用は、借受団体の負担とし、輸送保険に加入しなければならない。

附 則

この規程は、昭和58年8月20日から実施する。

附 則

この規程は、平成9年6月5日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年2月1日から適用する。但し、第5条第2項の規程は平成10年度以降に購買し、貸付した種雌馬から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から実施する。

附 則

1 この改正規程は、平成22年8月25日に実施する。

- 2 平成22年7月1日に貸し付けられている種雌馬の種雌馬管理団体が、その種雌馬の平成22年に支払う事務手数料の額及びその納入については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年11月1日）から施行する。

附 則

（実施期日）

- 1 この規程は、平成30年5月24日から実施する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の公益社団法人日本馬事協会乗用種雌馬貸付規程（以下「旧規程」という。）第4条の規定により提出された乗用種雌馬借受申請書に「転借予定人」として記載されている者は、この規程による改正後の公益社団法人日本馬事協会種雌馬貸付規程（以下「新規程」という。）第4条の種雌馬借受申請書の「飼養管理者（参考）」とみなす。
- 3 旧規程第5条の規定による貸付決定の通知を受けた者は、新規程第5条第3項の規定による貸付決定の通知を受けた者とみなす。
- 4 旧規程第5条の規定により貸し付けることとされた種雌馬は、新規程第6条の借受馬とみなす。
- 5 旧規程第7条の規定により提出された乗用種雌馬借受証並びに旧規程第8条第2項の規定により報告された様式第3号の転借人等住所

氏名欄に記載されている者及びその住所は、新規程第7条の規定により提出された種雌馬借受証の借受馬の飼養管理者の住所氏名とみならず。

附 則

この規程は、令和元年5月24日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、令和3年6月1日から実施する。

別 表

死亡廃用事故の場合の損害弁償額

死亡廃用事故の時期	損 害 弁 償 額
貸付け、引上げ及び返納に係る輸送期間中	(支払いを受けた当該馬の輸送保険金－輸送保険掛金) × 80 / 100 相当額
貸付期間の満了日まで	<p>支払いを受けた当該馬の死亡廃用による共済金 × 80 / 100 相当額</p> <p>ただし、当該馬の死亡廃用の日から遡って1ヶ月の期間中の疾病にかかる診療・治療費及び死亡診断書等共済金の支給申請に伴う各種証明書の発行に要する経費については上記金額から減額することができる。</p>

令和 年 種雌馬借受申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____

下記のとおり乗用馬・重種馬生産の用に供する馬を借り受けたいので、種雌馬貸付規程第4条の規定により申請します。

記

- 1 借受馬の総頭数
- 2 借受を希望する種雌馬の乗用馬・重種馬の別
- 3 借受希望理由
- 4 飼養管理者（参考）

住	所	
氏	名	
飼養場所（牧場）名		

注)

- 1 申請書本文の「乗用馬・重種馬」のいずれかを消すこと。
- 2 借受馬を借受団体自ら飼養管理する場合は、飼養管理者（参考）の氏名欄に「自ら飼養管理」と記入すること。

種雌馬借受証

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会長 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

下記の種雌馬を借り受けたので、種雌馬貸付規程第7条の規定により借受証を提出します。

記

1 借受馬の明細

貸付番号	
馬名	
品種	
毛色	
生年月日	
産地	
特徴	
備考	

2 借受馬の飼養管理者

飼養場所(牧場)名	
住所	
氏名	
備考	

注)

借受馬を借受団体自ら飼養管理する場合は、飼養管理者の氏名欄に「自ら飼養管理」と記入すること。

飼養管理者変更報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会長 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

現在借り受けている種雌馬の飼養管理者を変更したので、種雌馬貸付規程第8条第2項の規定により下記のとおり飼養管理者変更報告書を提出します。

記

1 旧飼養管理者

貸付番号	
馬名	
住所	
氏名	
飼養場所(牧場)名	

2 新飼養管理者

貸付番号	
馬名	
住所	
氏名	
飼養場所(牧場)名	

種雌馬家畜共済加入報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会長 会長 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____

下記の借受馬について家畜共済に加入（更新）したので、種雌馬貸付規程第10条の規定により報告します。

記

貸付番号	
馬名	
共済組合名	
共済金額	
共済掛金額	
共済加入期間	
加入（更新）年月日	
加入者氏名	

令和 年 繁殖成績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会長 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

種雌馬貸付規程第16条の規定により繁殖成績を報告します。

借 受 馬	貸 付 番 号				
	馬 名				
	飼 養 管 理 者 の 氏 名				
本 年 種 付 成 績	種 雄 馬 名				
	品 種				
	最 終 種 付 月 日				
	種 付 回 数				
	摘 要				
前 年 種 付 後 状 況	前年種付後受胎・不受胎別				
	受 胎 後 流 死 産 等				
	正 常 出 産				
本 年 産 子 成 績	馬 名				
	性 別				
	生 年 月 日				
	摘 要				

注)

- 1 本年種付けで2頭以上の種雄馬を交配した場合は別枠とし、また、種付月日は全部記入すること。
- 2 人工授精によるものは種付月日を朱書すること。
- 3 10月31日までに報告すること。
- 4 本年種付成績欄の摘要欄には結果について記入し不受胎の場合には、原因等について記入すること。
- 5 本年産子成績欄の摘要欄には事故等があった場合の状況について記入すること。

種雌馬事故報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

下記の借受馬に事故が発生したので、種雌馬貸付規程第17条の規定により報告します。

記

1 借受馬

貸付番号	
馬名	
品種	
毛色	
生年月日	
産地	
特徴	
備考	

2 事故の種類

3 事故の経過

4 事故の状況が明らかとなる写真

注)

1 盗難、失そうの場合にあっては、これを証するに足る書類を添付すること。

2 疾病、傷害及び死亡の場合にあっては、獣医師の診断書又は検案書を添付すること。

種雌馬共済金受領報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

下記の借受馬について、死亡廃用事故による共済金の支払いを受けたので、種雌馬貸付規程第18条の規定により報告書を提出します。

記

1 受領共済金

貸 付 番 号	
馬 名	
共 済 組 合 名	
共 済 金 額	
残 存 価 格	
補 償 金	
支払いを受けた共済金	
受 領 年 月 日	
受 領 者 氏 名	

2 死亡廃用に伴って要した経費

区 分	金 額	内 訳
死亡廃用前1ヶ月間の 診療・治療費		
共済金支給申請に要した 各種証明に係る経費		
合 計		

種雌馬廃用処分申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

下記の借受馬は、別紙事故報告書のとおり将来種雌馬として供用することが困難な状況ですので、廃用処分といたしたく種雌馬貸付規程第2条第1項の規定により申請します。

記

1 借受馬

貸付番号	
馬名	
品種	
毛色	
生年月日	
飼養管理者の氏名	

2 廃用処分の方法

(1) 家畜市場への上場によるセリ売りの方法の場合

①セリ売り予定家畜市場名：

②セリ売り予定年月日： 令和 年 月 日

(2) 家畜市場への上場ができない場合

①様式第8号の2の廃用処分種雌馬調書を添付すること。

②様式第8号の3の見積書を3名以上の者より徴し、添付すること。

注)

廃用処分に当たっては上記(1)、(2)のいずれかを選択すること。

様式第8号の2

廃用処分種雌馬調書				
馬名		品種		
年齢			体重	
体高	胸囲		管囲	
現状				
評 価 額	算 定 基 礎			
	1. 生体重 ($\text{キ}\text{ロ}$) \times 歩留 ($\%$) = 枝肉量			$\text{キ}\text{ロ}$
	2. 時価相場 (消費税込み)	採用単価		円
	A ○月○日○○市場 1 $\text{キ}\text{ロ}$ 当り 価格			円
	B ○月○日○○市場 1 $\text{キ}\text{ロ}$ 当り 価格			円
3. 諸経費 (消費税込み)				
A 輸送費 (○○～○○)			円	
B と場経費			円	
C その他			円	
4. 枝肉量 ($\text{キ}\text{ロ}$) \times 単価 (円) - 諸経費 = 差引額				円
調書作成担当者 氏名				

注)

- 1 現状欄には、廃用処分申請書を提出する時点における当該種雌馬の健康状態（瘦削、肉付き、毛艶等一般外貌）、繁殖成績等の状況を具体的に記入すること。
- 2 算定基礎の時価相場は、最寄市場、と場における当該種雌馬と同等の年齢、疾病等を勘案した額とする。
- 3 見積りに当たっては、馬名、品種、年齢、体重を公表すること。

見 積 書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

下記のとおり見積りします。

記

見 積 額 金 円也 (消費税込み)

見 積 内 訳

馬	名	
品	種	
年	齢	
生 体	重	キロ
歩	留	%
枝 肉	量	キロ
枝 肉	キロ 単 価	円 銭
摘	要	

注)

- 1 見積りに当たっては、馬名、品種、年齢、体重は公表された名称、数値を使うこと。
- 2 見積りに当たっては、摘要欄以外は全て記入すること。
- 3 見積りに当たっては、現畜飼養場所での引渡しを条件とする。従って、見積内訳の枝肉単価は、現畜飼養場所から枝肉になるまでの諸経費を考慮して見積もること。
- 4 見積書を提出し、現畜の引取りが決定した者は、見積額に記入された金額を指定された口座に入金（振込手数料は振込者負担）することにより、書類上の現畜引渡しが完了したことになる。

種雌馬事故等報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

下記の借受馬に事故等があったので報告します。

記

- 1 馬 名 :
- 2 事故等の内容（事故の場合はその種類と経緯を、事故以外の場合は種雌馬として供用できなくなった経緯・状況等）
- 3 平素の飼養管理状況
- 4 添付書類
（事故の場合は種雌馬として供用困難となった疾病等の獣医師の診断書等、事故以外の場合は供用できなくなった経緯・状況を裏付けるデータ等）

借受種雌馬セリ売り報告書				
馬名		品種		
年齢		体重		
体高	胸囲		管囲	
内 訳	売払精算内訳			
	1. 家畜市場落札額			
				円 (A)
		令和 年 月 日開催_____家畜市場 上場		
	2. 諸経費 (消費税込み)			
				円 (B)
		B = ① + ② + ③		
		① 輸送費 (_____ ~ _____)		
		② 家畜市場経費		
		② = i + ii + iii		
	i せり手数料 (せり価格の _____ %)			
	ii 入場料			
	iii その他の経費 (_____)			
	③ 上場手数料 (せり価格の 3 %)			
3. 精算額				
	(A) _____ - (B) _____ =			
			円	
市場売払委託団体 住所				
団体名 _____				
代表者名 _____				

種雌馬用途変更申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

下記の借受馬は、別添理由書のとおり将来種雌馬として供用することが困難な状況ですので、用途変更のため有償で譲り受けたく種雌馬貸付規程第23条第1項の規定により有償譲受種雌馬調書及び用途変更理由書を添えて申請します。

記

1 借受馬

貸付番号	
馬名	
品種	
毛色	
生年月日	
飼養管理者の氏名	

2 有償譲受後の再活用の方法

様式第9号の2

有償譲受種雌馬調書					
馬名				品種	
年齢			体重		
体高		胸囲		管囲	
現状					
評 価 額	算 定 基 礎				
	1. 生体重 (キロ)	×	歩留 (%)	=	枝肉量 (キロ)
	2. 時価相場 (消費税込み)				採用単価 (円)
	A	〇月〇日〇〇市場	1キロ	当り	価格 (円)
	B	〇月〇日〇〇市場	1キロ	当り	価格 (円)
額	3. 諸経費 (消費税込み)				
	A	輸送費 (〇〇~〇〇)			(円)
	B	と場経費			(円)
	C	その他			(円)
	4. 枝肉量 (キロ)	×	単価 (円)	-	諸経費 = 差引額 (円)
調書作成担当者 氏名					

注)

- 1 現状欄には、有償譲受申請書を提出する時点における当該種雌馬の健康状態（瘦削、肉付き、毛艶等一般外貌）、繁殖成績等の状況を具体的に記入すること。
- 2 算定基礎の時価相場は、最寄市場、と場における当該種雌馬と同等の年齢、疾病等を勘案した額とする。

様式第9号の3

用途変更理由書	
令和 年 月 日	
公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿	
住 所 _____	
氏名又は名称 _____	
記	
馬 名	
品 種	
年 齡	
生 体 重	キロ
用 途 変 更 理 由	
理由書作成責任者	所 属 役 職 氏 名

注)

種雌馬として供用が困難となった繁殖障害を証明する獣医師の診断書又は繁殖成績等のデータ等を添付すること。